

## 千葉市と植草学園短期大学、千葉経済大学短期大学部及び千葉明德短期大学との相互連携に関する協定書

千葉市（以下「甲」という）と、植草学園短期大学、千葉経済大学短期大学部及び千葉明德短期大学（以下「乙」という）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互の連携のもとに、子ども・子育て支援新制度の目指す「子どもの最善の利益」が保障される地域社会の実現のために、保育人材の量的及び質的な充実を図ることにより、地域の子ども・子育て環境の向上に貢献することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- （1）保育人材の育成・研修に関すること。
- （2）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### （協議事項）

第3条 連携細目等の具体的事項については、甲と乙の協議によって定めるものとする。

### （守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく連携に当たり知り得た秘密事項については、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （有効期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、協定の有効期間満了の日から2か月前までに甲・乙のいずれからも申し出のないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結の証として、本書4通を作成し、甲と乙が署名の上、甲と乙が各自1通を保有する。

平成26年6月13日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市

千葉市長 熊谷俊人

乙 千葉市若葉区小倉町1639番3  
植草学園短期大学

学長 中坪晃一

千葉市稲毛区轟町4丁目3番30号  
千葉経済大学短期大学部

学長 佐久間勝彦

千葉市中央区南生実町1412番  
千葉明德短期大学

学長 箆光夫